

5 継続の是非及び今後のあり方

(1) 事業継続の是非

① 事業の成果

森づくり事業は、県民共有の財産である森林の公益的機能の維持・発揮を目的に平成 19 年度に創設され、手入れがなされていない人工林の間伐、生活環境や自然環境の保全を図るための里山林の整備、県民参加による森林保全活動の推進、県産材の利用促進、県民意識の醸成などの施策を展開してきた。

その結果、間伐等の森林整備による水源涵養や山地保全など生活環境形成機能の発揮、地域の景観や文化・歴史に即した森づくり活動の推進、間伐材等の利用や啓発活動による森林・林業への理解促進などの効果が得られただけでなく、企業や森林ボランティアによる森林整備の活発化や生物多様性への寄与、森林整備による雇用機会の創出など、地域の環境保全や経済活動に効果を与えてきた。

② 事業の必要性

森林の持つ公益的機能の維持・発揮に対する県民の期待が高まる一方で、木材価格の長期低迷や森林所有者の高齢化など、森林・林業を取り巻く環境は事業導入前と同様に依然厳しい状況にある。

本事業によって荒廃した人工林や放置された里山林の整備を行ってきたが、現在もなお、間伐等の手入れが必要な人工林や管理がなされていない里山林が多く存在し、松くい虫被害の拡大や新たにナラ枯れ被害が発生するなど、森林が有する公益的機能の低下による県民生活への影響が懸念される。

また、森林は地域特有の景観を形成し歴史・文化を育むなど、地域や風土の重要な構成要素であるが、放置されている森林が増加していることから、健全な森林を次世代に引き継ぐため、県民参加による多様な森林の整備・保全に継続して取り組む必要がある。

③ 県民の合意

県民アンケート調査によると、森づくり税を認知している割合は、個人が 25.4%、企業が 36.1%であり、広く県民全体に認知されていない状況にある。しかしながら、森づくり税の仕組みや使いみちの考え方について、回答のあった県民・法人のうち約 8 割(個人 78.9%、企業 79.2%)が「大いに賛同」もしくは「どちらかといえば賛同」と回答し、また、森づくり事業の継続について、個人の 89.0%、企業の 83.6%が「継続すべき」もしくは「どちらかというとも継続すべき」と回答している。

また、パブリックコメントの結果からも、多くの県民が理解を示している。

このことから、森づくり税・事業に対する県民の認知度は低いものの、森づくり税や事業の必要性や制度の継続について、県民の理解は概ね得られると推測される。

④ 継続の是非

かつては、林業の営みや日常生活のなかで森林の手入れが行なわれ、森林機能の維持・発揮がなされてきた。しかしながら、森林・林業を取り巻く環境を鑑みると、森林所有者の努力に期待するだけでは森林の維持管理が困難な状況であり、森林の持つ公益的機能をすべての県民が享受しているという認識のもと、県民全体で森林を維持する仕組みが必要である。

したがって、森林の公益的機能が持続的に維持・発揮される多様な森林づくりを行うため、県民の理解と参加を得ながら森づくり事業の継続的な取組が必要である。

(2) 今後のあり方等

① 「ひろしまの森づくり事業」の方向性

事業の目的を達成するため、本県の森林の現況や、県民のニーズに即して事業を展開するとともに、コスト縮減に努めるなど、より効果的・効率的な事業運営が求められる。

また、県民アンケート調査によると「森づくり税・森づくり事業」の認知度は低いですが、県民の理解や協力のもとに事業が成り立っていることから、「森づくり税・森づくり事業」を周知させ、森林や林業に対する理解を促進することが重要である。

このことに鑑み、またパブリックコメントで県民から示された課題や期待等を踏まえて、次期「森づくり事業」の推進方向として、次の方向で事業に取り組むことが必要と判断する。

ア 公益的機能の維持・発揮

- ・ スギ・ヒノキの人工林において、水源涵養機能などの生活環境形成機能を維持・発揮させるためには間伐等の施業が不可欠であり、手入れのなされていない人工林の解消に向け、現施策の継続とさらなる充実を図り、森林機能を増進することが必要である。
- ・ 放置された里山林については、地域の生活環境形成機能の維持・発揮だけでなく、景観や地域文化の保全、生物多様性への寄与等の観点から、従来の施策を継続し、整備・管理していくことが不可欠である。
- ・ 里山林の整備・管理にあたっては、地域住民や森林ボランティア、地元企業等による自主的・継続的な取組が重要であり、里山林の利用や管理に係る仕組みづくりや人材育成に取り組み、地域の森林資源を生かした保全活動を拡大する必要がある。

イ 間伐材等の利用促進

- ・ 間伐材等の利用促進は、県民に対する森林・林業の理解促進や森づくり事業の認知に寄与しているほか、持続的な森林整備の一助となっている。特に近年は地球環境保全のため、二酸化炭素の吸収・固定源としての森林の役割や木材の利用に多くの期待が寄せられており、森林を育て木材を有効利用するとともに再生可能なエネルギーとして森林資源を利用するなど、低炭素・循環型社会の構築に貢献するため、森林資源の利用を促進していく必要がある。

ウ 県民理解の促進

- ・ 県土の72%を占める森林を健全な状態で次世代に手渡すためには、県民の理解や協力が不可欠である。したがって、これまで以上に森林の役割や機能の重要性等を啓発するほか、事業の取組を広く周知し、森づくりへの理解を促す必要がある。
- ・ 一例として、県民の意識・関心の高い二酸化炭素の吸収源としての森林の役割や水源涵養機能などについて、多様な宣伝媒体を活用し、広く・効果的な意識啓発を行う方法が考えられる。

また、森林とふれあう機会の少ない都市住民や小中学生が身近な自然を体験できる環境を整えるとともに、これまで事業に関与してきた住民団体・ボランティア団体等による活動を継続的に支援し、その取組を浸透させるなど、事業の実施を通じた理解促進を図ることも重要である。

【次期「ひろしまの森づくり事業」の方向性】

- ① 森林機能の維持・発揮のため人工林、里山林の整備に関する施策の継続及び充実を図ること。
- ② 地域住民や森林ボランティア、企業など多様な主体による自主的・継続的な取組を支援し、里山林の利用や管理に係る仕組みづくりや人材育成に取り組み、地域の森林を保全する活動を拡大すること。
- ③ 低炭素・循環型社会の構築に貢献するため、森林資源の有効利用につながる取組を広げること。
- ④ 森林の役割や機能の重要性等を啓発するほか、事業の取組を広く周知し、森づくりへの理解を促すこと。

② 「ひろしまの森づくり県民税」制度のあり方

ア 課税方式

森林の水源涵養機能等は森林が存在する地域だけではなく河川を通じて下流地域にも効果が及ぶなど、森林の公益的機能の恩恵は県民に広く及ぶことから、事業に要する費用を県民全体で広く・等しく分担することがふさわしく、これまでと同様に「県民税均等割」の超過課税方式によることが適当である。

イ 税額（税率）

手入りが不十分な人工林や里山林を整備するとともに、県民参加による多様な森林づくり等に取り組むため、事業実施を支える税収入（県民負担）が必要であり、これまでと同等の事業規模・内容で事業を実施するためには、現行制度と同等の課税負担が必要となる。

また、県民アンケート調査において、「事業を継続すべきである」と答えた回答者のうち、67.0%の個人が「年額500円」もしくは「それ以上の負担」が

適切であると回答し、73.2%の法人が「現行の県民税均等割額の5%を維持」もしくは「金額の引上げ」が適切であると回答していることから、現行制度の課税負担は、県民の理解を概ね得られていると推測される。

以上のことから、次期森づくり税の税額(税率)は、現行制度と同様に個人にあっては「500円」、法人にあっては「均等割額の5%相当額」とすることが適当である。

ウ 課税期間

県民アンケート調査では、「森づくり税を継続する場合、適切だと思う期間」についての質問に対し、「10年間」と答えた県民・法人の割合が最も多く、次いで「5年間」と答えた割合が多い、という結果であった。

事業の目的を達成するため、10年以上の長期にわたり森林整備等を継続していく必要はあるが、森林を取り巻く情勢や国の施策などの状況を踏まえ、事業の効果や制度のあり方等を検証し、適宜見直しを行なうことが必要であるため、次期事業に係る課税期間は5年間とすることが適当である。

【次期「ひろしまの森づくり県民税」制度の基本方針】

- ①課税方式：県民税均等割超過課税方式
- ②税額(率)：個人 500円
法人 均等割額の5%相当額
- ③課税期間：5年間(平成24年度から平成28年度)

中国地方他県の森づくり県民税(独自課税)の状況

県名	税の名称	導入時期		課税方式	年間税額(率)		期間
		第1期	第2期		個人	法人	
岡山県	おかやま森づくり県民税	H16.4	H21.4	県民税均等割超過課税方式	500円	均等割額の5%	5年
鳥取県	森林環境保全税	H17.4	H20.4	県民税均等割超過課税方式	500円	均等割額の5%	5年
島根県	島根県水と緑の森づくり税	H17.4	H22.4	県民税均等割超過課税方式	500円	均等割額の5%	5年
山口県	やまぐち森林づくり県民税	H17.4	H22.4	県民税均等割超過課税方式	500円	均等割額の5%	5年

注：鳥取県の第1期目の課税期間は3年

③ 「ひろしまの森づくり基金」について

「森づくり税」は普通税であり，目的税のように使途が特定されず，そのままでは徴収した税は他の普通税と区別されない。このため，森づくり税を他の普通税の使途と区分し，目的にあった支出がなされるための仕組みとして「ひろしまの森づくり基金」が設けられ，県民負担とその使途を明確に区分し，事業運営しているところである。

今後も，これまでと同様に「ひろしまの森づくり基金」を活用し，税の使途を明確にすることによって県民の理解を得ることが必要である。

(※P.3 【納税と運用管理の流れ】参照)